

日本ボツリヌス治療学会《会則》

第1章 総則

第1条：本会は日本ボツリヌス治療学会（Japanese Society of Botulinum Toxin Therapy）と称する。

第2条：本会は主たる事務所を

〒770-8503

徳島県徳島市蔵本町3丁目18-15 藤井センター4階 408

徳島大学医歯薬学研究部 先端創薬臨床研究室内
に置く。

第3条：本会は、ボツリヌス療法およびその対象病態に関する会員の基礎知識および臨床能力の向上を図るとともに、関連する臨床研究を推進し、社会に対して良質な医療および知識を提供することを目的とする非営利団体である。

第4条：本会は前条の目的達成のために以下の事業を行う。

1. 総会・代議員会の開催
2. 学術大会の開催
3. 教育研修会の開催
4. その他の講演会・講習会等の開催
5. 機関紙の発行、刊行物の出版
6. 診療・教育・研究分野における国際的な諸学会との協力活動の推進
7. 診療・教育・研究分野における国内諸学会との協力活動
8. 認定制度の運営および推進
9. 優秀な投稿論文の奨励ならびに表彰
10. その他本会の目的を達成するために必要な活動

(基金の総額)

第5条：この会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条：拠出された基金は、当会が解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第7条：基金の返還の手続きについては、総会・代議員会において定める。

(公告の方法)

第8条：当会の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第2章 会員

第9条：当会の会員は、次の6種とする。

1. 会員（医師・歯科医師）：本会の会員は、本会の活動目的に賛同する医師とし、所定の入会手続を経たものとする。
2. 会員（メディカルスタッフ）：本会の会員は、本会の活動目的に賛同する、医師を除く医療従事者とし、所定の入会手続を経たものとする。
3. 賛助会員（団体・個人）：本会の賛助会員は、本会の活動目的に賛同する、医療従事者以外の個人または団体とし、所定の入会手続を経たものとする。
4. 学生会員：本会の学生会員は、本会の活動目的に賛同する、医学部または医療系学部学生とし、所定の入会手続を経たものとする。
5. 名誉会員：当会に特に功労があった者で、名誉会員内規に定める手続に従って代議員会・総会の議決を受けた者とする。
6. 施設会員（メディカルスタッフ施設会員）：施設会員は会則等で定める権利のほか、1施設あたり4名まで、メディカルスタッフ会員参加費で学会に参加できることとする。

(会費)

第10条：会員は別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、学生会員、名誉会員は会費を納めることを要しない。

第11条：除名、退会については、別途定める。

第3章 代議員

第12条

1. 当会は、会員から選出される代議員をもって、代議員会とする
2. 代議員については、理事2名の推薦により会員から選出する。臨床系の各専門分野、業績、本学会に対する貢献度のほか、地域別の配分などを考慮するものとする。理事会での議を経て、総会・代議員会にて承認を得る。
3. 代議員は、当会の会員となって連続5年以上を経た者の中から、選出する。
4. 代議員の任期は3年とする。
5. 総会・代議員会を会期内に含む学術大会の末日の年度に70歳に達する代議員は、定年を迎えたものとして当該年度の学術大会終了をもって退任する。

第13条：代議員は理事の運営業務に対して意見を述べ、決議事項の承認を行う。

第14条：理事長は、理事会および総会・代議員会を招集し、本会の活動に必要な審議、決定を行う。

第4章 総会・代議委会

(総会・代議員会)

第15条：当会の総会は代議員をもって構成する代議員会とする。

(種類および招集)

第16条

1. 総会・代議員会は、年1回、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。臨時総会・代議員会は理事会が必要と認めた場合のほか、法令の定めに従って理事長が招集する。
2. 招集はその開催の少なくとも10日以前に議題を示して、書面または会報または機関誌または電子メールにより、代議員会を構成すべき全代議員に通知しなければならない。
3. 総会・代議員会の議長は、代議員の互選により選出する。

(総会・代議員会の権限)

第17条：総会・代議員会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名と資格喪失
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 名誉会員の選任
- ④ 貸借対照表及び損益計算書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他、総会・代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決)

第18条

1. 代議員会は、1人1個の議決権を有する。
2. 総会・代議員会の決議は、全代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、委任状を含めて出席した代議員の議決権の過半数の賛成によって成立する。
3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全代議員の半数以上であって、全代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ① 会員の除名と資格喪失
 - ② 監事の解任

- ③ 役員等の責任の一部免除
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散
- ⑥ その他、法令で定められた事項（議事録）

第19条：総会・代議委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員

（役員）

第20条

1. 本会の活動を円滑に行うため、当会に、次の役員を置く。
 - ① 理事 20名
 - ② 監事 2名
 - ③ 顧問 若干名
2. 理事のうち1人を理事長とし、各1人を庶務理事、財務理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって代表理事とする。

第21条：理事の構成は、理事長(President)、庶務理事(Secretary)、財務理事(Treasurer)のほか20名とする。理事の任期は3年とし、再任を妨げない。なお、当該年度中に70歳に達する理事は、定年を迎えたものとして当該年度末（3月31日）のををもって退任する。
なお、任期中に定年を迎えた場合、年度末までは3年間の理事の任期を継続するものとする。

第22条：本会に監事2名をおく。監事は理事会において正会員の中から選出され、総会・代議員会の承認を経て決定される。監事の任期は3年とし、再任を妨げない。監事は本会の会計を監査し、これを総会・代議委

会に報告する。なお、当該年度中に75歳に達する監事は、定年を迎えたものとして当該年度末（3月31日）をもって退任する。

なお、任期中（3年）に定年を迎えた場合、年度末までは監事の3年間の任期を継続するものとする。

第23条：本会に若干名の顧問をおく。顧問は理事会において原則として会員の中から選出され、総会・代議員会の承認を経て決定される。

第24条

理事長、理事、監事の選出については、別途定める。

第6章 理事会

第25条：理事会は理事により構成される。監事および顧問は、理事長の要請により理事会に参加して意見を述べることができる。理事会における決定事項は、総会・代議員会において会員に報告される。または、代議員会出席者もしくは委任状を提出した代議員の過半数の賛成をもって承認され、総会・代議員会において会員に報告される。

第26条：理事会は、理事長が必要と認めた場合、あるいは理事の2分の1以上の要請があつた場合、理事長がこれを招集する。理事会の議長は理事長がこれにあたる。

第7章 委員会

（委員会）

第27条

1. 当会の目的および事業を達成するため、理事又は代議員の発議に基づき、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、理事会において選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議に

より別に定める委員会規則によるものとする。

4. 委員会の審議経過の要約、結論および会計は、総会・代議員会において報告されなければならない。

第8章 学術大会

第28条：本会は年1回学術大会を開催する。学術大会の準備・開催（募金・経理を含む）は、理事会の責任において行う。

第29条：本会学術大会の開催・運営にあたり、大会長1名をおく。大会長については、別途定める大会長選出規則による。

第30条：学術大会のプログラムは、大会長が理事会と協議して決定する。

第31条：代議員は学術大会の準備・開催の補佐を行う。

第9章 資産及び会計

（会計年度）

第32条：当会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終るものとする。

（資産の構成）

第33条：当会の資産は、つぎの財産をもって構成する。

- ① 入会金及び会費
- ② 寄付金品
- ③ 資産から生じる収入
- ④ 事業にともなう収入
- ⑤ その他の収入

（資産の管理）

第34条：当会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会・代議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費)

第35条：当会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条：当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会及び総会・代議員会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第37条

1. 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会・代議員会の承認を受けなければならない。
2. 前項の書類のほか、監査報告を当会の主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更、解散等（定款の変更）

第38条：本定款は、総会・代議員会の決議を経て変更することができる。

(解散)

第39条：当会は、総会・代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条：当会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会・代議員会の決議を経て、当会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

2016年10月26日作成

2017年12月25日改定

2019年10月 1日改定

2024年 9月25日改定